

国家公務員共済組合連合会虎の門病院
管理者選任委員選考会議設置要綱

(令和 7 年 4 月 1 日共済連本病 1 8 1 号)

(目的)

第 1 条 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき国家公務員共済組合連合会虎の門病院の意思決定を行う組織として、国家公務員共済組合連合会虎の門病院管理者選任委員選考会議（以下「会議」という）を設置する。

(構成)

第 2 条 会議は、以下の委員で構成する。

- (1) 理事長
- (2) 専務理事（又は総務担当常務理事）
- (3) 常務理事（医療事業担当常務理事）
- (4) 総務部長
- (5) 病院部長
- (6) 旧令病院部長
- (7) 顧問（医療事業担当顧問）

(構成員以外の出席者)

第 3 条 理事長が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(審議事項)

第 4 条 会議は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 4 条の 2 に関し、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 医療法第 10 条の 2 第 2 項に規定する病院の管理者選任にかかる合議体の委員の選定
- (2) その他病院の運営に関する重要事項

(会議の開催)

第 5 条 会議は、理事長が必要に応じて招集することとする。

(事務局)

第 6 条 会議に関する事務局は、病院部管理課において行うこととする。

(議事録)

第7条 会議の議事については、事務局において議事録を作成する。

(雑則)

第8条 この要綱によりがたい場合は、理事長が承認のうえ、別途決定するものとする。

附 則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。